

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 一

条例

○職員の手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 三

○埼玉県職員恩給条例等の一部を改正する条例 (職員課) 三

○埼玉県議会議員又は埼玉県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 四

○埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) 五

○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例 (社会福祉課) 九

○埼玉県景観条例 (県土づくり企画室) 一〇

○埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 (都市整備総務課) 一四

○政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (政策調査課) 一五

○埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課) 一五

○埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (保健体育課) 一五

○埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例 (警務課) 一六

規則

○埼玉県職員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則 (職員課) 一六

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (中央創造) 一七

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 () 一七

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 () 一七

更に係る告示 (中央創造) 一八

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 () 一八

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 () 一八

○更に係る告示 (東部創造) 一九

○更に係る告示 (秩父創造) 一九

○草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧 (温暖化対策課) 一九

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課) 二〇

○小島土地改良区の役員退任届 (大里農林) 二〇

○生野土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 二二

○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課) 二二

○桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 二二

○指定構造計算適合判定機関の住所等の変更 (建築指導課) 二二

○開発行為に関する工事の完了公告 () 二二

○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 () 二二

○(農総研水田農業研究所) 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 () 二二

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 二三

○県道羽生栗橋線の区域の変更 (行田県土) 二三

○県道羽生栗橋線の供用の開始 () 二四

○県道砂原北大桑線の供用の開始 () 二四

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 二五

○選挙管理委員会の招集 (選管委) 二五

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員恩給条例等の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十二号)(職員課)

一 趣旨
恩給法等の一部改正に伴い、恩給法に連動する恩給年額の改定その他恩給についての改善措置を講ずるための改正

二 内容
(1) 恩給年額の算出にあたり、恩給法を準用することにより、公的年金の

引上率に連動して年額を改定する。
 (2) 成年の子は、重度障害で生活資料を得る途のないときに限り、扶助料が転給されることとなっているが、新たに「退職公務員の死亡時から引き続くこと」を要件とする。

三 施行期日
 平成十九年十月一日

埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
 (埼玉県条例第四十四号) (税務課)

一 趣 旨

地方税法の一部改正等に伴い、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する県民税の税率の特例措置の適用期限を延長するとともに、狩猟免許制度の改正に対応した狩猟税の税率の新設等を行う。

二 内 容

(一) 県民税

県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を一年延長する。

(二) 狩猟税

網・わな猟免許の分割に伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する狩猟税の税率を設ける。

ア 網猟免許 八千二百円(ただし、県民税の所得割額の納付を要しな

い者は五千五百円。)

イ わな猟免許 八千二百円(ただし、県民税の所得割額の納付を要しない者は五千五百円。)

(三) その他

新しい信託法により認められた新たな類型の信託に対応するため、所要の規定の整備を行う。

三 施行期日

公布の日。ただし、二のうち(三)については信託法の施行の日。

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十五号)(社会福祉課)

一 趣 旨

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が県の補助を受けて行う生活福祉資金貸付事業について、貸付資金の種類を変更するための条例

二 内 容

第三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

三 施行期日

公布の日から施行する。

埼玉県景観条例(埼玉県条例第四十六号)(県土づくり企画室)

一 趣 旨

景観法の制定を踏まえ、埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、同法の施行について必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進するための全部改正

二 内 容

(一) 責 務

ア 県は、景観形成に関し、市町村との密接な連携の下に、県内の自然的社会的諸条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

イ 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

ウ 県民は、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(二) 景観法の施行に関する規定

ア 景観計画を定める場合には、一般課題対応区域、特定課題対応区域及び景観形成推進区域に区分して定めるものとする。

イ 景観計画区域の区分に応じ、建築物の新築等、工作物の新設等又は物件の堆積^{たいせき}で、規則で定める規模に該当する行為を行う者は、届

け出るものとする。

ウ 届出に当たり、事前に知事に指導・助言を求めることができ、その内容が景観形成上支障がない場合は、届出対象行為の着手法定制限期間を短縮するものとする。

エ 知事は、景観法第十六条第三項の規定による催告を受けた者が、当該催告に従わないときは、その内容を公表することができるものとする。

オ 知事は、届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがある場合等は、報告を求めることができるものとする。

(三) 県の景観形成施策等に関する規定
 ア 一団の土地の所有者等は、その土地の区域内の建築物等の基準を定めて協定を締結し、景観形成協定として知事の認定を受けることができるものとする。

イ 県は、市町村が景観行政団体となるに当たり必要な情報提供又は助言を行うものとする。

ウ 県は、県民、事業者等に景観形成に関する啓発及び知識の普及等の施策を実施するものとする。

三 施行期日

平成二十年四月一日
 ただし、二(一)については、公布の日とする。

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第五十号)(保健体育課)

一 趣旨
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校

の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するための改正

二 内容
補償基礎額に加算される扶養加算額の改定
三 施行期日
公布の日

条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改める。

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条第十七項中「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(埼玉県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 埼玉県吏員恩給条例(昭和八年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ二を次のように改める。

第三条ノ二 退隠料、増加退隠料又ハ扶助料ノ年額ハ本条例ニ規定スルモノノ外各々恩給法ニ規定スル普通恩給、増加恩給又ハ扶助料ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第十二条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

第二十七条ノ四を次のように改める。

第二十七条ノ四 退隠料ヲ受クル者前年ニ於テ恩給外ノ所得アルトキノ退隠料年額ノ一部ノ停止ニ付テハ恩給法第五十八条ノ四ノ規定ヲ準用ス

第三十二条中「心身ニ著シキ障害アル状態ニシテ」を「吏員ノ死亡ノ当時ヨリ

心身ニ著シキ障害アル状態ニ在リ且」に改める。

第三十三条第二項中「ハ其ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付七万二千円其ノ他ノ扶養遺族ニ付テハ一人ニ付三万六千円ヲ扶助料ノ年額ニ加給ス」を「ノ加給ニ付テハ恩給法第七十五条第二項ノ規定ヲ準用ス」に改める。

(埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

(長期在職者等の恩給年額についての特例)

第四条 退隠料又は扶助料の年額については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。次条において「法律第二百一十一号」という)附則第八条(第三項を除く。)の規定を準用する。

附則第五条中「前条第一項」を「前条」に、「同条第二項」を「同条において準用する法律第二百一十一号附則第八条第二項」に改める。

第三条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和四十九年埼玉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「は、昭和五十三年六月分以降、その年額(埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年埼玉県条例第五十七号)附則第四条第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる額をもつてその年額とされている退隠料及び扶助料については、同項の規定を適用しないこととした場合の退隠料及び扶助料の年額の算定の基礎となる退隠料の額)に、当該恩給の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退隠料についての最短退隠料年限を超える一年ごとに、その年額の計算の基礎となつている俸給年額の三百分の一(その超える年数が十三年に達するまでは、三百分の二)に相当する金額を加えた額とする」を「については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号。第三項において「法律第九十三号」という。)附則第十三条第一項の規定を準用する」に改め、同条第三項中「の昭和五十四年六月分以降の年額に関する同項の規定の適用については、同項中「三百分の一(その超える年数が十三年に達するまでは、三百分の二)」とあるのは、「三百分の二」とする」を「については、法律第九十三号附則第十三条第三項の規定を準用する」に改める。

第四条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項第一号中「二十六万七千五百円」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下この条において「法律第五十一号」という。)附則第十四条第一項第一号に掲げる額」に改め、同項第二号中「十五万二千八百円」を「法律第五十一号附則第十四条第一項第二号に掲げる額」に改め、同項第三号中「十五万二千八百円」を「法律第五十一号附則第十四条第一項第三号に掲げる額」に改め、同条第二項中「については、その年額に十四万八千五百円を加えるものとする」を「おける扶助料の年額に係る加算については、法律第五十一号附則第十四条第二項の規定を準用する」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。
- (成年の子の扶助料に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正前の埼玉県吏員恩給条例第三十二条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、第一条の規定による改正後の埼玉県吏員恩給条例(次項において「改正後の条例」という。)第三十二条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- (多額所得による恩給停止についての特例)
- 3 退隠料の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の四月分から同年六月分までの退隠料に関する改正後の条例第二十七条ノ四の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けることとなる退隠料の年額をもつて恩給年額とする。

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成五年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に、「第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に、「法第四百四十二条第一項第三号のビラ(埼玉県知事の選挙の場合に限る。)の作成」を加える。

第十一条中「及び第九条」を、「第九条及び第十三条」に改め、同条を第十五条とする。

第十条中「第七条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第九条中「第七段」を「第十一段」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を第十二条とする。

第七条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十一条とし、第六条の次に次の四条を加える。

(ビラの作成の公営)

第七条 公職の候補者(埼玉県知事の選挙の場合に限る。)は、第十条に定める額の範囲内で、第一条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第八条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において同条に規定するビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費の支払)

第九条 埼玉県は、公職の候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該公職の候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第七段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超

える枚数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第十条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、公職の候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ、同条各号に定めるところにより算定した金額に第七条に規定するビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される埼玉県知事の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された埼玉県知事の選挙については、なお従前の例による。

埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、県内にある郵便局その他規則で定める郵便局(郵便局にあつては、個人の事業税、不動産取得税又は自動車税を納期限内に納付する場合に限る。)」を削る。

第二十一条第一項中「均等割額によつて」の下に、「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十

九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十一条第四項中「本節」を「この節」に改め、「行うもの」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「昭和四十年法律第三十四号」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十一条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条及び第三十条の三を除く。次項において同じ。)の規定を適用する。

2 法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第三十条の三第一項の表第一号中「資本金等の額」とあるのは「当該法人に係る固有法人(法第二十四条の二第五項の表第五十二條第一項の表の第一号の項に規定する固有法人をいう。以下この項において同じ。)の資本金等の額」と、同表第二号から第四号までの規定中「資本金等の額」とあるのは「当該法人に係る固有法人の資本金等の額」と読み替えるものとする。

第三十条の二十中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十一条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「財団」の下に「、第五項に規定するみなし課税法人」を加え、「第二十九項」を「昭和二十六年法律第九十八号 第二条第十二項」に改め、「資産の流動化に関する法律」の下に「(平成十年法律第五号)」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「第七十二条の二第七項」を「第七十二条の二第八項」に、「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第四項」に、「第七十二条の二第八項」を「第七十二条の二第九項」に、「第七十二条の二第九項」を「第七十二条の二第九項」に、「第七十二条の二第九項」を

「第七十二条の二第十項」に改め、同条第四項中「いう。」の下に「又は法人課税信託(法人税法第二条二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受け」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法人課税信託の引受けを行う個人(以下この節において「みなし課税法人」という。)には、第三項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第三十一条の二第二項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「第七十二条の二十三第一項から第六項まで」を「第七十二条の二十三」に改め、「の各特定信託の各計算期間の所得は法第七十二条の二十三第七項の規定により、第一項第三号」を削り、同条を第三十一条の二の二とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第三十一条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条を除く。次項において同じ。)の規定を適用する。

2 法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第三十一条の四第一項第一号	法人	法人で固有法人(法第七十二条の二の二第七項に規定する固有法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第三十一条の四第一項第三号	その他の法人	その他の法人(第三十一条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人(法第七十二条の二の二第三項に規定する受託法人をいう。以下この節において同じ。)であるものを含む。)

第三十一条の四第三項 第一号及び第三十一条 の六第一項	掲げる法人	受託法人及び三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第三十一条の四第三項 第三号	その他の法人	掲げる法人で固有法人であるもの
		その他の法人(第三十一条第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第三十一条の三第三項中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改める。

第三十一条の四第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。並びに)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「又は第二項の規定」を「の規定」に改め、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

第三十一条の四第四項を同条第三項とし、同条第五項第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十一条の六中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。第三十一条の七第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
第三十一条の七に次の一項を加える。

4 受託法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは「除く。」(法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の

信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外の受託者を除く。」と、「所在する法人」とあるのは「所在する法人(法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者を除く。)」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び当該法人課税信託の名称(当該法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所を含む。)」とし、同項第一号中「名称及び代表者氏名」とあるのは「受託者(当該法人課税信託の受託者が二以上ある場合は、主宰受託者とする。次号において同じ。)の名称及び代表者氏名又は氏名」とし、同項第二号中「事務所又は事業所所在地」とあるのは「受託者の事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所」とする。

第三十一条の七の二を次のように改める。

(受託者の変更報告の義務)
第三十一条の七の二 県内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある者が、法人課税信託について新たな受託者として就任した場合には、当該就任した受託者(当該法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下この条において「主宰受託者」という。))とする。は、当該就任の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書に当該就任の事実を証する書類を添付し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

一 当該就任した受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所

二 当該法人課税信託の名称

三 当該就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名

四 当該就任の日

五 当該就任の理由

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
2 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に伴い当該信託事務の引継ぎをした県内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある受託者(当該引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が二以上あつた場合には、当該主宰受託者)は、当該引継ぎをした日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書に当該終了の事実を証する書類を添付

し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

一 当該引継ぎをした受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所

二 当該法人課税信託の名称

三 当該信託事務の引継ぎを受けた者の名称又は氏名

四 当該信託事務の引継ぎをした日

五 当該終了の理由

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつたときは、県内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、当該変更の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書に当該変更の事実を証する書類を添付し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

一 当該法人課税信託の名称

二 当該変更後又は変更前の主宰受託者の名称又は氏名

三 当該変更の日

四 当該変更の理由

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第三十一条の十四第一項中「事業者(同法)」を「事業者(消費税法)」に改め、「免除される事業者」の下に「(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)」を加え、同条第二項中「本節」を「この節」に改める。

第九十六条第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に

該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円

附則第六条中「、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託)を」又は証券投資信託(同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託)に改め、「若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、「昭和三十三年法律第二十六号」を削り、同条第一号中「、特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第六条の三第一項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

附則第七条の二中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第七条の三中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第八条中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改める。

(法人等の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 法人等の県民税の特例に関する条例(昭和五十年埼玉県条例第七十三号)の一部を次のように改める。

第二条中「並びに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日から平成二十三年一月三十一日までの間に終了する各計算期間分の法人税割」を削る。

第三条第一項中「又は各計算期間分」を削り、同条第六項中「又は計算期間」を削り、「法人税法」の下に「昭和四十年法律第三十四号」を加え、同条に次の一項を加える。

8 法人税法第四条の七に規定する受託法人については、第一項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例第八条の改正規定 平成十九年十月一日

二 第一条中埼玉県税条例第二十一条の改正規定、同条例第二十一条の二を同条例第二十一条の三とし、同条例第二十一条の次に一条を加える改正規定、同条例第三十一条の改正規定（同条例第一項第一号口中「第二条第十九項」を「昭和二十六年法律第九十八号」第二条第十二項に改める部分を除く）、同条例第三十一条の二の改正規定、同条例第三十一条の二とし、同条例第三十一条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第三十一条の三、第三十一条の四、第三十一条の六、第三十一条の七、第三十一条の七の二及び第三十一条の十四の改正規定並びに同条例附則第六条、第六条の三及び第八条の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第三項から第六項までの規定 信託法（平成十八年法律第八十八号）の施行の日

三 第一条中埼玉県税条例第三十条の二十の改正規定及び同条例第三十一条第一項第一号口の改正規定（第二十九項）を「昭和二十六年法律第九十八号」第二十二項に改める部分に限る。証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

（狩猟税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第九十六条第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）

3 改正後の条例第二十一条、第三十一条から第三十一条の二まで、第三十一条の四、第三十一条の六、第三十一条の七、第三十一条の七の二及び第三十一条の十四の規定並びに第二条の規定による改正後の法人等の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九十九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同

日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第二十一条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するもの）にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。）について適用する。

5 改正後の条例附則第六条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同条に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に第一条の規定による改正前の埼玉県税条例附則第六条に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

（埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 埼玉県税条例の一部を改正する条例（平成十七年埼玉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第六項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十五号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県景観条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県景観条例

埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第四十二号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 景観計画

第一節 景観計画の策定等(第四条—第六条)

第二節 行為の規制等(第七条—第十三条)

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第十四条—第十七条)

第三章 県の景観形成施策等(第十八条—第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「景観形成」とは、現にある良好な景観を保全し、又は新たに良好な景観を創出することをいう。

2 この条例において「景観計画」とは、法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

(責務)

第三条 県は、景観形成に関し、市町村との密接な連携の下に、県内の自然的社会的諸条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

3 県民は、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう

努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第二章 景観計画

第一節 景観計画の策定等

(景観計画区域等)

第四条 法第八条第二項第一号の景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)については、次のいずれかの区域に区分して定めるものとする。

- 一 一般課題対応区域(次号及び第三号に掲げる区域以外の区域をいう。)
- 二 特定課題対応区域(一の市町村の区域を超える広域の景観形成を図るため、特定の景観に関する課題について取り組む地域の区域をいう。)
- 三 景観形成推進区域(法第十一条第一項の規定による提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする場合における当該策定又は変更に係る区域をいう。)

2 法第八条第二項第三号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項については、前項各号に掲げる区域の区分ごとの自然的社会的諸条件に応じて定めるものとする。

(景観計画の策定手続)

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第二条第一項の規定に基づき設置された埼玉県景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴くものとする。景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第六条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号。以下「政令」という。)第七条ただし書の規定により定める規模は、法第八十三条第一項(法第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けている景観協定又は第十八条第三項の規定による認定を受けている景観形成協定の目的となる土地の区域に限り、〇・三ヘクタールとする。

第二節 行為の規制等

(届出対象行為等)

第七条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、政令第四条第四号に掲げる行為(埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十四号)第二条第四号に規定するものを除く。)で、第四条第一項第二号の特定課題対応区域又は同項第三号の景観形成推進区域のうち、規則で定める区

域内のもの(次項において「物件の堆積」という。)とする。

2 前項の行為に係る法第十六条第一項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる図書(第一号及び第三号に掲げる図面にあっては、規則で定める縮尺のものに限る。)を添付して行わなければならない。ただし、当該届出が次条第二項第一号に係る同項の通知に関する届出である場合にあっては、当該図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。

一 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面

二 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

三 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面

四 法第八条第三項第二号に規定する基準(第十三条において「景観形成基準」という。)についての対応を記載した書類(第四項において「景観形成基準対応説明書」という。)

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 第一項に規定する行為に係る法第十六条第一項の条例で定める事項は、景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号。以下この条において「省令」という。)第二条に規定する事項とする。

4 省令第一条第二項第四号の条例で定める図書は、景観形成基準対応説明書その他規則で定める図書とする。

5 第一項に規定する行為に係る法第十六条第二項の条例で定める事項は、省令第三条に規定する事項とする。

6 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの

イ 法第十六条第一項第一号に掲げる行為

ロ 法第十六条第一項第二号に掲げる行為(規則で定める工作物に係る行為に限る。)

ハ 第一項に規定する行為

ニ 法第十六条第一項第三号に掲げる行為

三 第一号イからハまでに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるもののうち、他の法令又は条例の規定により景観形成のための措置が講じられている

地域の区域として規則で定める区域内の行為

(届出対象行為に係る事前の指導等)

第八条 法第十六条第一項の規定による届出(以下「法定届出」という。)をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、知事に必要な指導又は助言を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めに応じて行う指導又は助言を終了するときは、当該指導又は助言を求めた者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を規則で定めるところにより通知するものとする。

一 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障がないと知事が認めるとき。その旨

二 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障があると知事が認めるとき。その旨及び理由

(勧告の公表等)

第九条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(行為の着手制限の期間短縮)

第十条 知事は、第八条第二項第一号に係る同項の通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第十六条第三項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、

法第十八条第二項の規定による期間の短縮をするものとする。

2 知事は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(特定届出対象行為等)

第十一条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、第七条第六項第一号及び第三号に掲げる行為(当該行為のうち同項第一号イ又はロに係る行為に限る。)以外の行為とする。

2 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(報告)

第十二条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

一 法定届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき。当該法定届出をした者

二 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき。当該行為を行っている者

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第十三条 この条例に別段の定めがある場合を除き、景観計画区域内において、第十六条第一項第一号若しくは第二号又は政令第四条第四号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、景観形成上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事は、景観形成を図るため必要があると認めるときは、前項の行為をする者に対し、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第十四条 知事は、法第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第二十七条第二項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第十五条 法第二十五条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を變更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- 二 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- 三 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第十六条 知事は、法第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第三十五条第二項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第十七条 法第三十三条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて剪定又は下草刈りを行うこと。

二 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第三章 県の景観形成施策等

(景観形成協定)

第十八条 次の各号のいずれにも該当する協定を締結した者の代表者は、当該協定について、知事の認定を申請することができる。

一 協定の目的となる土地が景観計画区域内の一団の土地であること。

二 前号の一団の土地の区域内の法第十一条第一項に規定する土地所有者等の三分の二以上の合意(合意した者が所有するその区域内の土地の地積と合意した者が有する借地権(同項に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。)の目的となつているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)により締結されたものであること。

三 次に掲げる事項が定められているものであること。

イ 協定の目的となる土地の区域

ロ 景観形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

(1) 建築物(法第七条第二項に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。)の形態又は色彩その他の意匠に関する基準

(2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

(3) 工作物(建築物を除く。第三項第二号において同じ。)の位置、規模、構造、用途又は形態若しくは色彩その他の意匠に関する基準

(4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

(5) 屋外広告物(法第七条第三項に規定する屋外広告物をいう。以下(5)において同じ。)の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

(6) 農用地(法第五十五条第一項に規定する農用地をいう。)の保全又は利用に関する事項

(7) その他景観形成に関する事項
ハ 協定の有効期間

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる図書を添付して、規則で定めるところにより行うものとする。

一 当該協定に係る協定書の写し

二 当該協定の目的となる土地の区域を表示する図面

三 当該協定が前項第二号に規定する合意により締結されたことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 知事は、第一項の規定による申請があった場合において、当該協定が地域の景観形成に資するものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該協定を景観形成協定として認定するものとする。

一 申請手続が法令又は条例若しくは規則に違反しないこと。

二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項第三号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る協定の目的となる土地が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。

5 第三項の規定による認定は、規則で定める認定書を第一項の規定による申請をした者に交付して行うものとする。

6 知事は、第三項の規定による認定をしたときは、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

7 景観形成協定において定めた事項が変更された場合は、当該景観形成協定を変更した者の代表者は、当該変更後の景観形成協定に係る協定書の写しその他変更の内容を確認できる図書として規則で定めるものを添付して、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

8 知事は、前項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、第一項各号及び第三項各号のいずれかに該当しない場合は、当該景観形成協定に係る同項の規定による認定を取り消すものとする。この場合においては、知事は、規則で定めるところにより、当該認定の取消しに関し、その旨を当該届出をした者に通知するとともに、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

9 知事は、第七項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、前項

前段に規定する場合以外の場合(当該変更の内容が当該景観形成協定の名称又は区域に係るものである場合に限る。)であるときは、当該変更後の景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

10 景観形成協定が廃止された場合は、当該景観形成協定を廃止した者の代表者は、その旨を規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

11 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該廃止に係る景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

12 知事は、第一項の協定を締結しようとする者、同項の規定による申請をしようとする者又は第三項の規定による認定を受けた者に対し、景観形成のために必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の事業における景観形成のための措置)

第十九条 知事は、公共事業を行う場合においては、当該地域における景観形成を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により講ずべき措置の指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

3 知事は、前項の規定により公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、公共事業景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をする場合について準用する。

(国等の事業における景観形成のための措置の要請)

第二十条 知事は、国、他の地方公共団体その他規則で定める法人(以下この条において「国等」という。)が公共事業を行う場合において、当該地域における景観形成を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、公共事業景観形成指針に適合する措置を講ずるよう要請するものとする。

(体制整備、施策の実施等)

第二十一条 県は、市町村と連携して、広域にわたる景観形成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町村が景観行政団体(法第七条第一項に規定する景観行政団体(以下同じ。))として景観形成に関する施策を推進することの重要性を踏まえ、市町村が景観行政団体となるに当たり必要な情報提供又は助言を行うものとする。

3 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(第二号において「県

民等」という。)に対して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 景観形成に関する啓発及び知識の普及
- 二 景観形成の推進に携わる人材の養成
- 三 景観形成に関する県民等の自主的な活動の促進
- 四 景観形成に関する調査、研究及び情報の提供

(審議会への諮問)

第二十二條 知事は、法第八十三條第一項(法第八十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可をする場合その他知事が必要と認める場合においては、景観審議会の意見を聴くものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに次項各号の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、景観行政団体である市町村の区域及び次に掲げる市町村の区域については、当該市町村が景観行政団体として定める景観計画が効力を生ずる日の前日までの間は、改正前の埼玉県景観条例(以下「改正前の条例」という。)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

一 法第七条第一項ただし書の規定により協議している市町村のうち、同項ただし書の同意を得ていない市町村であつて、知事がその旨を告示した市町村

二 法第七条第一項ただし書の同意を得た市町村のうち、景観行政団体となつていない市町村であつて、知事がその旨を告示した市町村

3 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる市町村について知事が法第七条第一項ただし書の同意をしないこととした場合又は前項第二号に掲げる市町村が景観行政団体とならないこととなつた場合において、その事実を知事が告示したときは、当該市町村の区域については、当該告示の日から起算して九十日を経過した日(附則第六項において「経過日」という。)から、改正後の埼玉県景観条例の規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第五条第二項の規定により定められてい

る公共事業等景観形成指針は、改正後の埼玉県景観条例第十九條第二項の規定により定められた公共事業景観形成指針とみなす。

5 この条例の施行の日前に改正前の条例第十三條第一項の規定による届出又は同條第二項の規定による通知がなされた大規模行為(当該大規模行為のうち、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例の規定が適用される行為を除く。)であつて、この条例の施行の日以後も引き続き行われて

いるものについては、なお従前の例による。

6 経過日前に、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例第十三條第一項の規定による届出又は同條第二項の規定による通知がなされた、附則第三項の告示に係る市町村の区域内の大規模行為であつて、経過日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号中「第八十一條第二項」を「第八十一條第四項」に改め、同項第七十六号中「第三十一條の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二條の三第四項第十四号ハ」を「第三十一條の二第二項第十五号ハ若しくは第六十二條の三第四項第十五号ハ」に改め、同項第七十七号中「第三十一條の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二條の三第四項第十五号ニ」を「第三十一條の二第二項第十六号ニ若しくは第六十二條の三第四項第十六号ニ」に改め、同項第八十号中「第二十條の二第十一項又は第三十八條の四第二十項」を「第二十條の二第十三項又は第三十八條の四第二十二項」に改める。

附則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九号)の施行の日から施行する。ただし、別表都市整備部の項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十八号

政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年埼玉県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

1 この条例中第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の施行の日から、その他の規定は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

2 改正後の第二条の規定の適用については、同条第一項第四号の改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。)(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表中「埼玉県立寄居高等学校一 大里郡寄居町大字桜沢二千六百一番地」を「埼玉県立寄居高等学校 大里郡寄居町大字桜沢二千六百一番地」に改め、

同表埼玉県立狭山高等学校の項中「埼玉県立狭山高等学校」を「埼玉県立狭山緑陽高等学校」に改め、同表埼玉県立不動岡誠和高等学校の項中「埼玉県立不動岡誠和高等学校」を「埼玉県立誠和福祉高等学校」に改め、同表埼玉県立上尾東高等学校の項中「埼玉県立上尾東高等学校」を「埼玉県立上尾鷹の台高等学校」に、「大字平塚字水川千二百八十一番地一」を「大字原市二千八百番地」に改め、同表中「埼玉県立所沢東高等学校一 所沢市大字南永井六百十九番地の七」を「埼玉県立新座柳瀬高等学校一 新座市大和田四丁目十二番一号」に、「埼玉県立毛呂山高等学校一 入間郡毛呂山町大字西大久保字中通五百二十五番地」を「埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校一 鶴ヶ島市大字高倉字山向九百四十六番地一」に改め、同表埼玉県立新座北高等学校の項を削り、同表埼玉県立所沢西高等学校の項中「大字北野字中砂千六百四十九番地」を「北野新町二丁目五番地十一」に改め、同表埼玉県立駒西高等学校の項を削る。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立所沢西高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ二百円」を「一人につき二百円」に改め、「その他の扶養親族については一人につき百六十七円を」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第三項の規定は、平成十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十一号

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例

埼玉県警察本部組織条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則第一号(一)中「留置場」を「留置施設」に改める。

本則第五号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、同号に次のように加える。

(七) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

(八) 国際捜査共助に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十九号

埼玉県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則

埼玉県吏員恩給条例等施行規則(昭和三十七年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「国家公務員等共済組合法(一)を」「国家公務員共済組合法(一)に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(一)を」「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(一)に改め、同条第七号中「私立学校教職員共済組合法(一)を」「私立学校教職員共済法(一)に、「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)

附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間(同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。)が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第四十三号)第二十九条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十八号)第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに特例障害農林年金(同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。)並びに移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金

第七条第十一号中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法」に改め、同条第十二号中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第八条中「八十一万円」を「恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の第二項の年金たる給付等を定める政令(昭和五十五年政令第二百七十六号)第二条に

規定する額」に改める。

様式第五号中「第4条の2関係」を「第5条、第6条関係」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人荒川の自然を守る会

三 代表者の氏名

木ノ内 勝平

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字平方一三三四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、荒川周辺に残された自然を、21世紀に生きる子ども達に引き継ぐ大切な財産として、保全していくことを目的とする。

埼玉県告示第千百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人荒川の自然を守る会

〇情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人埼玉事業活性化支援機構

(変更後) 特定非営利活動法人事業活性化支援機構

三 代表者の氏名

江田 元之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5

五 定款に記載された目的

この法人は、経済活動の基礎的活力の源泉である中堅・中小企業や新たな創業及び地域において必要不可欠な公的団体(以下、中堅・中小企業等という。)に対し高度な専門性を有するプロフェッショナルが、その有する専門的知識・経験を融合することによって中堅・中小企業等の経営を改善し潜在的活力の蘇生・顕在化を図り、ないしは再生を支援し、また創業間もないベンチャー企業の育成を支援することにより経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたま市ナール

三 代表者の氏名

サリールーム保育連絡会

四 主たる事務所の所在地

西館 英子

五 定款に記載された目的

埼玉県さいたま市大宮区櫛引町一丁目五六八番地の一

目五六八番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における子ども達と保護者に対し、さいたま市ナーサリールームの認定を受けた保育園が、子ども達のよりよい保育に努力し、お互いに協力し合い、保育の向上並びに保育問題を解決するために、行政との連携を図り、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境ネットワーク

ク埼玉
三 代表者の氏名
上田 隆一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内の県民、事業者、行政機関と連携して、地球温暖化防止などの環境保全活動を推進することにより、将来にわたり持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧

に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒールアップハウス

三 代表者の氏名

森下 智恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市北園町一二番二〇号一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念にもとづき、精神障害者が安心して地域で生活できる環境を作るための自立生活支援と普及啓発を行い、もって精神障害者の社会復帰及び就労の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明日香スポーツクラブ

三 代表者の氏名

杉野 幸子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市川口六丁目四番二八号

五 定款に記載された目的

この法人は、「フットサル及び四半的弓道」を中心に子どもから高齢者までが少額の費用で参加でき、勝利を争うスポーツでなく「健康づくり」「人とのふれあい」を重視したスポーツの場を提供するクラブ作りを目的とする。

埼玉県告示第千百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活支援クラブ

三 代表者の氏名

横山 好子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区大字大口二

六八番地三

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害者に対し、「社会人として自立し、健やかな生活と楽しい人生」を送れるよう生活を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

し、「社会人として自立し、健やかな生活と楽しい人生」を送れるよう生活を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、青少年に対し、「社会人として自立し、健やかな生活と楽しい人生」を送れるよう生活を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さわやか

けあい 草加

三 代表者の氏名

佐藤 良子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市谷塚町五百九十五番地

二

五 定款に記載された目的

この法人は、たすけあい精神に基づき、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら、地域に根ざした介護、介助サービスを提供することによって、すべての人々が健康で安心して暮らしていくことの出来る地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧

に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秩父市身体障害者福祉会ハート秩父

三 代表者の氏名

関根 槌太郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二十三号秩父市ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的

この法人は、秩父地域の障害者や高齢者に対し、「ふれあいと穏やかな労働の場」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百十九号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第四条第三項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われる草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の提出があった。
この事業に係る関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦

覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 関係地域が所在する市町村

三郷市、八潮市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場

所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり事業推進課

八潮市環境課

ロ 期間

平成十九年七月十日(火)から同

年八月十日(金)まで(ただし、土

曜日、日曜日及び休日を除く。)の

午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千二百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーマーケットシティ所沢

所沢市北原町千四百十五の一他

ロ 変更の概要

設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

近畿車輛株式会社 代表取締役 小野純朗

大阪府東大阪市稲田新町三丁目九番六十号

(変更後)

近畿車輛株式会社 代表取締役 桜井絃一

大阪府東大阪市稲田新町三丁目九番六十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社日本アポック 代表取締役 犬竹一浩 外一社
川越市脇田本町一番地五

(変更後)

株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一 外一社

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

ハ 変更年月日

平成十六年六月二十九日外

二 届出年月日

平成十九年六月二十五日

二 縦覧期間

平成十九年七月十日から平成十九年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年七月十日から平成十九年十一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 赤石司郎 太田市牛沢町一一七一番地

理事 小林伊生郎 熊谷市妻沼小島二七二三番地

埼玉県告示第千二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成十九年六月十八日認可した。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一名 称 生野土地改良区

二 事務所所在地 本庄市

埼玉県告示第千二百二十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区	間
県道	春日部久喜線	春日部市粕壁三丁目六三〇番地先から 同市粕壁三丁目六三三八番一地先まで	

埼玉県告示第千二百二十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定により、桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

南 昇 桶川市大字下日出谷一七番地七

野本治雄 桶川市大字下日出谷九二五番地一二六

埼玉県告示第千二百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名 称	変更後の住所	変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	住所及び事務所所在地を 変更した日
埼玉県知事第八号	株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿五丁目十一番四号	東京都新宿区新宿五丁目十一番四号	平成十九年七月三日

埼玉県告示第千二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十八年七月二十四日

指令飯整第一八〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月三日第三十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字成瀬字横捲八三七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

ミニストップ株式会社

代表取締役 横尾 博

埼玉県告示第千二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月十二日

指令杉整第一八〇二三四一号

二 検査済証番号

平成十九年七月三日第三十六号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字久保四三

四 一

開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市北区宮原町三丁目二六三番地
有限会社 インペリアルホーム
代表取締役 青木 忠

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年七月十日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号
平成十九年六月十三日
指令東整第一五〇〇三〇一号

二 検査済証番号

平成十九年七月三日第三十七号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字角山字塚場七七五
一、七七六、七七七一、七七八一
一、七七八一三、七七九一四、七八〇

一

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

ミニストップ株式会社
代表取締役 横尾 博

埼玉県告示第千二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月十四日
指令杉整第一八〇二四三一号
二 検査済証番号
平成十九年七月三日第三十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷺宮町桜田一丁目二六番三(第一工区)

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市芝久保町四丁目二六番二
株式会社 東栄住宅
代表取締役 佐々野 俊彦

埼玉県告示第千二百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

埼玉県農林総合研究センター所長告示第九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
平成19年5月分

平成十九年七月十日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	指摘事項	
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料42号	主成分—TN、TP 有害成分—カドミウム		

注 1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年5月分

平成十九年七月十日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出	検査の結果							備考	
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCa(%)	C/N		
たい肥	逸見榮	逸見堆肥	0.4	0.3	0.4	16	75	0.5	30	71.3	
	八須一夫	八須堆肥	0.6	0.6	1.1	18	86	0.7	29	60.4	
	保延辰夫	土乃守	0.7	0.8	1.7	21	132	1.5	25	58.8	
	中村陽二	和牛のたいひ	1.7	1.5	4.9	24	116	1.9	15	22.9	
	朝日工業株式会社	レオグリーン特号	3.5	3.2	1.5	36	184	5.1	10	9.9	
田端勝義	田端堆肥	0.5	0.4	0.4	13	65	0.8	26	71.1		
木村巖	木村堆肥	1.0	0.5	1.1	24	52	1.3	24	48.1		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年六月二十一日

第一九〇〇二一〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月三日

第一九〇〇五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字田甲字登戸一六五—七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市栄七—三—一三—二〇七

菅原 幸紀

十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

- 一 許可番号
平成十九年六月二十六日
第一九〇〇三九〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年七月三日
第一九〇〇五八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字羽尾字川向六四一
一、六四六一、六四六二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴ヶ島市大字脚折一四四〇―二八
金子 福三郎

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生栗橋線
- 三 道路の区域

平成十九年七月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	北埼玉郡大利根町大字北平野字悪戸八〇九番一地从先から同郡同町大字北平野字下八二六番二地先まで	八・〇〇〇 九・〇〇〇	一四〇・〇〇〇	交差点整備工事による平成十年八月十一日付け埼玉県告示第千四十六号の一部変更
旧		一一・二二〇 一五・二二〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
羽 生 栗 橋 線	北埼玉郡大利根町大字北平野字悪戸八〇九番一地从先から同郡同町大字北平野字下一〇六番一地先まで	平成十九年七月十日	延長 二四一・五〇メートル

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年七月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 並木孝之

路線名	砂原北大桑線	供用開始の区間	北埼玉郡大利根町大字北平野字下一五三番二地先から同郡同町大字北平野字悪戸八九一番一地先まで	供用開始の期日	平成十九年七月十日	備考	延長 二二九・〇〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
-----	--------	---------	---	---------	-----------	----	---

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 平成十九年七月十日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
榎本恵樹
許可番号
平成十九年六月二十一日

二 指令杉整第一九〇〇三五〇号
二 検査済証番号
平成十九年七月三日
杉整第四六九一—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡菖蒲町大字三箇字大蔵一五
五〇—七、一五四九—五、一五四九—八
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡菖蒲町三箇三四一二番地二
藤枝 明美

日時	場所	議題
平成十九年七月十二日 午後七時	埼玉県選挙管理委員会室	一 参議院議員通常選挙について 二 その他
平成十九年七月十三日 午後六時	埼玉県選挙管理委員会室	一 参議院議員通常選挙について 二 その他
平成十九年七月十四日 午前九時	埼玉県選挙管理委員会室	一 参議院議員通常選挙について 二 その他

埼玉県選管告示第七十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年七月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八—八二四—二二二(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六—二二九〇(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	-----	--